

第 4 2 号議案

亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第5条の2第1項」を「法第5条の7第1項」に改める。

第15条の2第1項中「粗大ごみ」の次に「（市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。）」を加える。

別表中「、及び粗大ごみ」を削り、「市が収集、運搬、処理及び処分する粗大ごみ（規則で定めるものに限る。）」を「粗大ごみ」に改め、「、10,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、市の指定する処理施設へ搬入される粗大ごみの手数料を他の家庭系一般廃棄物の手数料と同様に従量制にすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。